

# 全 員 協 議 会 記 録

令 和 4 年 9 月 2 日

【開催日】 令和4年9月2日（金）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前9時41分

【出席議員】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	伊場勇	議員	大井淳一郎
議員	岡山明	議員	奥良秀
議員	笹木慶之	議員	白井健一郎
議員	恒松恵子	議員	中岡英二
議員	中島好人	議員	長谷川知司
議員	福田勝政	議員	藤岡修美
議員	古豊和恵	議員	前田浩司
議員	松尾数則	議員	宮本政志
議員	森山喜久	議員	矢田松夫
議員	山田伸幸	議員	吉永美子

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

局長	河口修司	主査兼議事係長	中村潤之介
議事係書記	若野みちる		

【付議事項】

議運決定事項について

---

午前9時30分 開会

---

高松秀樹議長 おはようございます。全員協議会を始めます。本日の付議事項、議運決定事項について。議会運営委員長の報告を求めます。

(大井淳一郎議会運営委員長 登壇)

大井淳一郎議会運営委員長 ただいまより、第25回、26回、27回の議運決定事項について御報告いたします。決定事項の1点目は、令和4年第3回（9月）定例会に関する事項についてです。(1)会期案につきましては、9月2日金曜日から9月27日火曜日までの26日間としました。議案名については、資料1にあるとおりです。(2)特別委員会の中間報告。デジタル化推進特別委員会の中間報告を本会議初日の9月2日に行うこととしました。(3)人事案件（人権擁護委員）についてですが、申し合わせ事項62と63により行うこととしました。(4)請願書の取扱いについてです。「市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂くことを求める請願書」につきましては産業建設常任委員会、「飼い主のいない猫の不妊、去勢手術費に対する支援補助金の創設を求める請願書」については民生福祉常任委員会に付託することを決定しました。(5)議事日程案についてですが、資料2を御覧ください。本日から、定例会が始まります。この後、午前10時から本会議が始まり、本会議終了後、一般会計予算決算常任委員会の全体会を開きます。9月5日から、それぞれの常任委員会及び一般会計予算決算常任委員会分科会を開会します。それから、9月8日は予備日で、9月9日議事整理日となっております。当初は9月9日から一般質問の日程を組んでおりましたが、この度、議会運営委員会の中で、9月12日、13日、14日間の3日間とすることに決定しました。一般質問の人数については、括弧の中に書いてあるとおりです。その後、9月21日に一般会計予算決算常任委員会全体会、そして27日が最終日の予定です。(6)陳情・要望書等の取扱いについてですが、「中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情」については、調査を依頼しない、つまり取り扱わないことを決定しました。「地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望」につきましては、産業建設常任委員会に調査を依頼することを決定しました。決定事項2点目、山陽小野田市議会アドバイザーについてですが、資料3に書いてあるとおりです。令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間、江藤俊昭氏を議会アドバイザーに委嘱することを決定しました。決定事項3点目は申

し入れ書、「山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議または委員会と市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします」につきましては、撮影時の申請手続について引き続き協議することとしました。決定事項4点目ですが、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正及び申し合わせ事項の一部改正につきましては、会派人数について見直しのお願いについて、同一政党につき、2人の議員で会派を組織することを認めることとしましたが、政党の考え方について申し入れた吉永美子議員に再度質疑することとし、その後、改めて関係例規等の改正を議論することとしました。決定事項5点目、その他ですが、(1)本市議会の行政視察と研修の参加につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上、感染状況を鑑みて、議員各自で判断して、参加できることとしました。また、本市議会への行政視察の受入れも再開することとしました。(2)議場への飲料の持ち込みについてです。蓋付きペットボトルに入れた水のみ可能としました。また、会議中適宜飲むことも可能とし、執行部も同様の取扱いとしました。(3)その他のアですが、本会議審議及び委員会審査時に、換気をしっかり行うことを決定しました。次に、イですが、一般質問時に通告書にきちんと従って行うことを再確認しました。ウですが、山陽小野田市議会における本会議等の映像及び音声に係る情報の取扱いに関する規程第1条に規定された本会議等以外の会議につきましては、今後ユーチューブ配信を行わないことを決定しました。エですが、安倍元首相請求に伴う黙とうの実施を議論するため、委員は会派に持ち帰って、会派無所属議員には委員長からその旨を伝え、次回の議会運営委員会で協議することを決定しました。以上で報告を終わります。

(大井淳一郎議会運営委員長 降壇)

高松秀樹議長 報告が終わりました。質疑はありますか。

矢田松夫議員 先ほど報告がありましたその他のア、イ、ウについてですが、

議会基本条例第5条では、議会は委員会等を原則公開とするとあります。委員会条例でも、委員会は原則公開するとなっておりながら、今回については、規程の中では、これに書いていますように、本会議等という中に政倫審が入っていないということから、政倫審については公開しないと議運の中で決定されました。私は、これらについては非常に納得いかないので、それらについての説明をしてもらいたい。なぜ会派に持ち帰らないで、あるいは無所属議員に相談しないで、その場で即決したのか。この2点について、お答え願いたいと思います。

大井淳一郎議会運営委員長 お答えします。議会基本条例第5条にあるように、「議会は、」その後にあります「本会議のほか委員会等」とありますが、これは先日の研修でも確認したように、本会議と委員会等は、常任委員会、特別委員会、そして全員協議会を指すということを確認したところでした。それに符合する形で、先ほど読み上げました山陽小野田市議会における本会議等の映像及び音声に係る情報の取扱いに関する規程第1条に、本会議等とありますが、この中でも、同じ範囲で本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会については映像配信をするということを確認したところでした。なお、先ほど議員が御指摘された政治倫理審査会につきましては、議会基本条例第5条ではなくて、この条例以外のところにありますように、政治倫理審査会については公開するという旨の規定を別途定めておりますので、この公開については変わりません。あくまでも確認したのは、今、例示として挙げさせていただきました政治倫理審査会については、公開等はそのままなただけけれども、ユーチューブ配信は行わないということを確認したところでした。以上です。

矢田松夫議員 議事録等の公開はするけど配信はしないという結論であったと。それから、即決した理由をお答えになっていないんですが。

大井淳一郎議会運営委員長 今、先ほど読み上げました規程につきましては、

平成26年に定めておるところです。これまで配信したのは、あくまでも、委員会に準じるものではないかということで、この規程を超えた形でユーチューブ配信をしていたところですが、改めて議会運営委員会の中で、この規程について点検したところ、そこに書いてある本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会以外の会議については、映像配信はしないということを確認したところでは、

中島好人議員 本議会は、議会基本条例を制定して、開かれた市議会を目指しているわけですが、そうした中で、議会基本条例において、会議は基本的に原則公開と定めていますので、議運決定については、納得いかない問題であります。そうした点で、議会基本条例の原則公開という点についての、議運での審議の内容はどうだったんでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

大井淳一朗議会運営委員長 基本条例の条文について、この度の議会運営委員会では確認しておりません。多分、中島議員も出席されていたと思いますが、議長監修の下で先日行いました市議会議員を対象にした研修において、ここの条文について確認しました。この中には、あくまでも本会議、そして委員会等は常任委員会、特別委員会、議会運営委員会そして全員協議会が協議の場として新たにこの中に入っているということで、それ以外の会議は、この条文の対象外であるということです。ただし、政治倫理審査会につきましては、公開するというのを別途定めてあります。この公開の意味は、会議録の公開、傍聴の自由等です。

高松秀樹議長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で全員協議会を終わります。お疲れ様でした。

---

午前9時41分 散会

---